

# 新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

県では、県民等に県政情報を届けるため、動画を活用した情報発信に取り組んでいるものの、動画の内容や更新頻度の低さなどに課題があり、認知度が高まらず、情報が十分に届いていない状況です。

そこで、県政情報や県の魅力を分かりやすく、効果的に伝えるとともに、県庁や県政により関心・親しみを持っていただくため、職員自らが動画に出演し、エンタメ性（楽しさ）、ストーリー性（理解しやすさ）、キャラクター性（親しみやすさ）を備えた県政動画を制作し、SNSで継続的に発信していくことを目指します。

本業務は、県職員が企画立案から動画の制作・発信までを自ら行えるようになるまで伴走支援するものです。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名称

新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務

### (2) 業務内容

「新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

企画提案者が、本業務を達成するために必要な期間  
(ただし、6カ月以上の期間を提案すること)

### (4) 委託費用

1,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内

## 3 スケジュール(予定)

(1) 公募開始	令和8年2月16日(月)
(2) 参加申込書等提出期限	令和8年2月24日(火) 午後5時まで
(3) 質問票提出期限	令和8年3月3日(火) 午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年3月17日(火) 午後5時まで
(5) 企画提案書の審査・選定結果通知	令和8年3月下旬
(6) 契約の締結	令和8年4月1日(水)

## 4 プロポーザル参加資格

石川県競争入札参加資格(物品等)に上記3(4)時点で登録されている者、または以下の参加条件を満たし、企画提案書と合わせて必要書類を提出した者。

<石川県競争入札参加者資格(物品等)に登録されていない方>

### 【参加条件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公募開始日から実施要領に記載する企画提案書等提出期限の日までにおいて、本県の競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のiからvまでのいずれにも該当しない者であること。
  - i 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時

契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- ii 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - iii 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5)企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。

#### 【必要書類】

- (1)登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)  
「参加申込書等提出期限(上記2(2))」前の3月以内に発行されたもの。(写し可)
- (2)納税証明書
  - i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。)
  - ii 本県に事業所を有する者にあつては、県税も未納がないことを証する、県税事務所が発行する納税証明書。ただし、本県に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は不要とする。
- (3)財務諸表(直前決算の貸借対照表、損益計算書)
- (4)役員等名簿

#### 【提出方法】

「企画提案書」等の提出にあわせて、上記の必要書類も提出すること。

## 5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1)提出期限  
令和8年2月24日(火)午後5時必着
- (2)提出書類  
プロポーザル参加申込書【様式1】
- (3)提出方法  
電子メールにより提出すること。また、電子メールを受信した後、戦略広報課から確認メールを返信するため、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとす。件名は「新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込」とすること。
- (4)提出先  
石川県知事室戦略広報課広聴グループ宛  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL: (076)225-1362 / Mail: e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式4】を提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

---

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式3】を電子メールにより提出すること。また、電子メールを受信した後、戦略広報課から確認メールを返信するため、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとする。件名は「新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

上記5(4)に同じ。

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出

---

(1) 提出期限

令和8年3月17日（火）午後5時必着

(2) 提出書類

① 企画提案書

仕様書を参照の上、以下の事項について記載した企画提案書を作成すること。  
様式は任意だが、A4版、横書き、左綴じ、20ページ以内とする。

ア 新アカウントについて、次の項目を盛り込んで提案すること。

- ・ 適切なSNS媒体
- ・ アカウント名
- ・ アイコン画像
- ・ アカウントのコンセプト
- ・ 発信する動画の内容

イ 座学研修

- ・ 研修の概要について記載すること。

ウ 効果検証

- ・ 本業務の目的を達成するためのKPI及びその目標値を設定すること。
- ・ 職員自らが定期的に効果検証できる仕組みを提案すること。

エ 実施体制等

- ・ 業務に必要な委託期間を記載すること。
- ・ 実施体制と役割分担等を記載すること。
- ・ 業務全体を管理する者（責任者）及びその他の業務従事者について、業務従事者に対する指揮命令系統、業務従事者の配置、業務内容等について記載すること。

- ・業務期間中のスケジュールを記載すること。
- ・委託者の求めに応じ、随時メールや電話等でやりとりを行える体制とすること。

#### オ 類似業務の受注実績

- ・国または自治体等から、元請としてSNSの運用支援に携わった実績がある場合、実績の概要を記載すること。

#### ② 見積書（様式任意）

※宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）

※見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

※見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

#### ③ 事業者概要書【様式2】及び企業パンフレット

＜石川県競争入札参加者資格（物品等）に登録されていない方＞  
以下の書類もあわせて提出すること。（詳細は上記4を参照）

- ・登記事項証明書
- ・納税証明書
- ・財務諸表
- ・役員等名簿

#### (3) 提出方法

電子メール

※「企画提案書」及び「見積書」については、「社名あり」と「社名なし」の2パターンを作成し、提出すること。

※メールの件名を「【企画提案書提出】新たな県政動画アカウント運用伴走支援業務委託公募型プロポーザル」とすること。電子メール送信後、上記5(4)に電話連絡し、データが正しく届いているか確認すること。

※データ量が10MBを超える場合は、送信前に提出先に電話連絡すること。

#### (4) 提出先

上記5(4)に同じ。

#### (5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・企画提案提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

## 8 審査・選定

### (1) 審査方法及び基準

ア 企画提案書の審査については、戦略広報課において書面にて実施する。

イ 企画提案書等の内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定

する。

ウ 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

評価項目	
1	<ul style="list-style-type: none"><li>●基本事項</li><li>・本業務の目的・趣旨をきちんと理解し、本業務の円滑かつ効果的な実施に資するための企画・提案がなされているか</li><li>・本業務への取り組みの積極性が感じられる提案内容となっているか</li><li>・業務スケジュールは適切か</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>●業務遂行能力</li><li>・業務遂行に必要な組織体制か （配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持ち業務の状況から本業務に十分専念できると認められるか）</li><li>・本業務と類似した業務実績はあるか。また、過去の受託業務実績等に鑑み、提案された実施体制に説得力があるか</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>●企画提案内容</li><li>・本業務の趣旨にそった提案がなされているか</li><li>・投稿内容は県職員自らが継続的に発信できるような内容になっているか</li><li>・新アカウントは、県民等の興味を引くような内容になっているか</li><li>・座学研修は職員の動画制作スキルを高める内容になっているか</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>●効果測定</li><li>・本業務の目的を達成するためのKPI及びその目標値を設定できているか</li><li>・職員自らが定期的に効果検証できる仕組みを提案できているか</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>●見積額</li><li>・事業の目的や趣旨、提案内容に即した適切な経費が計上されており、妥当か</li></ul>

## 9 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者全てに対して、書面にて通知する。  
なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

## 10 契約の締結

- (1) 石川県は、上記8により最も評価の高い提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合においては、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業提案は、石川県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記8により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 契約時期は、令和8年4月上旬を予定している。

## 11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 12 著作権等

---

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、全て参加者の責任とする。

## 13 業務の一括再委託の禁止

---

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に石川県に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 14 その他の留意事項

---

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約を締結する。）
- (8) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (9) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (10) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民

等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (11) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (12) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (13) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (14) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 15 問い合わせ先

---

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

TEL : 076-225-1362 / メールアドレス : e130500b@pref.ishikawa.lg.jp